

榛 監 第 3 3 8 0 0 1 号
令 和 5 年 1 2 月 4 日

榛東村議会議長	生 方 勇 二	} 様
榛 東 村 長	南 千 晴	

榛東村代表監査委員 石 坂 郁 夫

監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により別添のとおり提出します。

監査対象機関名	村長事務部局 ※ 1 議会事務局 教育委員会事務局 ※ 2	監査年 月 日	令和 5 年11月13日、 14日、20日、21日
監査対象年度 及び期間	令和 5 年度上半期 (令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 9 月30日まで)		

※ 1 村長事務部局

総務課 企画財政課 税務課 住民生活課（隣保館を含む）
健康保険課（保健相談センターを含む） 産業振興課 建設課
上下水道課 会計課

※ 2 教育委員会事務局

（榛東中学校 北小学校 南小学校 北幼稚園 南幼稚園 学校
給食センター、中央公民館 耳飾り館 南部コミュニティセン
ター 社会体育施設管理事務所を含む）

1 監査の主眼及び方法

対象機関における財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理について、資料の提出並びに所属長及び関係職員から説明を求め、事務が合理的かつ効果的に行われているかどうかを主眼とし、監査を実施した。

提出を求めた資料は、次のとおりである。

- ① 第 6 次榛東村総合計画後期基本計画の進捗状況に関する調書及び個別計画の進捗状況に関する調書
- ② 前年度下半期定期監査における個別の指摘事項の是正状況に関する調書
- ③ 令和 5 年度（令和 5 年 9 月30日現在）における滞納繰越金に係る収納状況等に関する調書及び滞納整理の取組状況に関する調書
- ④ 令和 5 年度（令和 5 年 9 月30日現在）における歳出予算の執行率に関する調書
- ⑤ 歳出予算の流用・予備費充用に関する調書
- ⑥ 契約状況に関する調書
- ⑦ 職員の事務分掌、時間外勤務等に関する調書

2 監査の結果

対象機関における財務に関する事務及び経営に係る事業の管理は、それぞれ関係する法令、条例、規則等に定めるところにより執行されており、おおむね適正なものと認められた。

ただし、一部の事務について検討又は改善を要する事項が確認されたので、次に記述する所見を踏まえ、一層適正な事務の執行に努められたい。なお、軽易な事項については、監査の過程において所属長及び関係職員に指摘したので記述は省略した。

3 監査の所見

(1) 第6次榛東村総合計画後期基本計画の進捗状況について

総合計画は、榛東村における行政運営の最上位計画であり、住民全体で共有する自治体の将来目標及び施策を示し、全ての住民、事業者及び行政が行動するための基本的な指針となるものである。

第6次榛東村総合計画後期基本計画（以下「第6次総合計画」という。）に記載する各目標指標について、担当所属長から具体的な取組内容、現状と課題及び目標達成に向けた年次計画を聴取した。昨年度の定期監査で指摘されていた目標指標についての現状把握については、改善が見られた。

しかしながら、目標達成に向けた年次計画に経済性・効率性・有効性を備えた根拠は見出せず、第6次総合計画そのものの形骸化が懸念される状況は同様であった。

第6次総合計画の目標指標の目標値等が、社会情勢の変化等により不適当となっている場合や、当初より目標値の設定が不適切であった場合には、基本方針及び主要施策を再確認の上、根拠をもって目標値等を見直し、第6次総合計画終了年度（令和7年度）までに各重点施策が達成できるよう行政運営を推進していただきたい。

各個別計画については、総合計画の個別具体的な推進計画となっているものが多く、その達成が総合計画の推進に繋がるものであるため、その進捗については、各所属で正確な把握に努められたい。

(2) 前年度下半期定期監査における個別の指摘事項について

前年度下半期定期監査における個別の指摘事項については、その是正に取り組んでおり、おおむね改善されていることが認められた。指摘事項については各所属で情報共有し、引き続き、事務の適正化に努めていただきたい。

(3) 滞納繰越金に係る滞納整理の取組状況について

滞納繰越金は、積極的な滞納整理等の実施により、収入未済額の縮減に努めているものと認められた。

公平性の担保という観点から、引き続き、継続的かつ効果的な滞納整理により、数値目標の達成と収入未済額の縮減に努めていただきたい。

(4) 歳出予算の執行状況について

令和5年9月30日現在の歳出予算の執行率について、執行率が低い事務事業の今後の執行予定を聴取した結果、おおむね年度内に支出予定であるとの回答を得た。

(5) 歳出予算の流用・予備費充用に関する調書について

歳出予算の流用・予備費充用については、おおむね適切であると認められた。補正予算や当初予算での失念によるものについては、各所属で適切にチェックが働くよう注意されたい。

(6) 契約状況について

令和5年9月30日までに締結した契約の事務手続、履行状況等について証拠書類の審査等の結果、いずれの契約についても関係する法令、規則の定めるところにより執行されていた。

随意契約の執行について、地方自治法施行令第167条の2第1項各号の適用に錯誤があった場合、直ちに法令違反となる上に、特定業者との調整を行っていることも考えられるなど、契約の公平性も担保できなくなるおそれがある。その適用については、特に留意し、常に合規性・正確性を確保していただきたい。

契約の事務手続にあたっては、特定相手との随意契約であるにも関わらず、複数業者から見積りを徴取している事案が見受けられた。また、複数業者から見積りを徴取しているものの、請負比率が100.0%となっている契約事案が多数見受けられた。前年度と同様の方法で、惰性的に事務を進めるのではなく、適宜、各作業の意図を理解した上で、契約の事務手続を進めていただきたい。

また、設計書の作成にあたっては、仮に、事務を進めるにあたり、事前に複数業者から参考見積りを徴取していたとしても、あくまで参考とし、各職員が適切に設計書を作成することが必要である。今後、物価高騰の影響などにより、前年度と同様の設計額では難しい事案もでてくることが想定されるので、その点にも留意され、適切な事務手続に努めていただきたい。

(7) 職員の事務分掌、時間外勤務等について

働き方改革の推進により、地方自治体においても労働生産性の向上が求められている。しかしながら、長時間の時間外勤務が常態化している所属が見受けられており、適切な人員配置や育児休業等の職員の代替配置等が適切かつ計画的に行われているか疑問である。突発的事案がある場合については理解するものであるが、労働基準法等を考慮すると、長時間の時間外勤務が過労死ラインといわれる月80時間はもとより、月45時間を超過している状態は適正な状態とは言えず、職員の健康面への影響も憂慮すべき状態である。

各所属においても、業務の合理化・効率化を進めるとともに、適切な職員配置に努めていただきたい。特に、一部の所属で長時間の時間外勤務が常態化しているが、全体で補完すべき事案でもあるため、共通事項として記述した。